

唐代後半期の地方官人事

— 州県官を中心に —

松浦典弘

唐代後半期の地方行政機構には、唐初から置かれていた州県と、辺境地帯には開元年間から置かれ、安史の乱以後全国に広がった藩鎮とが存在する。藩鎮はいくつかの州を統轄しており実質的には州の上級行政機構として機能していた。これら地方行政機構で統治に当たったのは、州県では刺史や県令などの州県官であり、藩鎮では節度使・觀察使を長とする幕職官であった。

州県官については、『大唐六典』卷三〇にその構成や職掌が記されているが、地方統治の末端として役割を重視されていた。そのため唐朝の地方掌握力が弱まった唐代後半期にも、任期や考課に対する規定が頻出し、任務の遂行の徹底が図られたのであった。本報告は諸規定の検討を通じ地方官人事について考察し、唐代後半期の考課・銓選の実態を説明するための一助とすることを指すものである。

まず、唐代後半期の地方官の人事権であるが、これについては藩鎮が僚属の幕職官を辟召の形で任命するのみならず中央管轄の州県官の人事にまでも影響を及ぼしていた。本来尚書吏部の任命であるべき県令や録事参軍を中心に、藩帥が適任者を選び奏薦する形で人事が行われるようになった。これに対して中央の側からは奏薦可能な人数や被奏薦者の資格を制限するなどして、一定の条件をつけて奏薦を容認し、州県官任用の手段として利用したの

であった。

次に地方官の考課の問題である。考課制度の概要については既に開元年間までに考課令によって規定されていたが、それに対して唐代後半期から五代にかけて時宜に即した改正がなされるようになった。例えば、大中六年(八五二)の考功奏は考課令をふまえた上で改善点を挙げるもので、そのような改正の代表的なものと云えよう。

考課による昇進の単位は「考」と称されるが、原則として一年を一考とした。この「考」という単位は、官僚の任期とも関わってくる。ある一つの官職に就いている期間を「任」という単位で表すが、唐代後半期の地方官は三考から五考を一任とするのが原則であった。それは徐々に短くなる傾向にあり、一考も一年未満になることもあって、それに対応する規定が出されたりもした。そして、考と任を単位に人事が秩序づけられるようになった。

このようにして考課の規定を整備した上で、地方官に対する考課の徹底が図られるようになる。先にも述べた大中六年の考功奏はその一例であり、例えば考課の成績により「加祿」「奪祿」の処分を行うことが考課令によって規定されているが、それが遵守されていない実状をふまえた上で、改善策を示し令に従うことを求めている。また、地方官に対する考課規定が多い中でも、特に租税徴収や戸口の掌握に関係するものがしばしば出されている。さらに、規定として出されるのみでなく、個別的な対処がなされることもあり、例えば盗賊を摘発できなかったことに対して、司法を担当する県尉の考課の成績を「下考」とする処分が下されているケースなどが存在する。地方統治の徹底のために考課が重視されていたことが窺われる。

次に選をめぐる問題について考察してみたい。ポストに就くために選に赴くことを選集と言うが、次の選集に赴くべき時までの期間を表すのに「選」という単位が用いられる。一選は原則として一年であり、事実上ポスト待ち期間を表わすようにもなった。

選に対しては恩赦を通じて、しばしば「減選」、すなわちポスト待ちの期間を短縮する措置が採られた。赦文自体が定期的に出されたため減選も定期的に行われるようになる。これはポスト待ち期間が長くなりすぎたことに対処し、昇進を早めるために行われたのであった。

この選が地方官の考課と密接に関わってくるわけで、賞罰のため「減選」や「殿選（ポスト待ち期間を延ばす）」といった措置が採られるようになる。そして、他の恩典（加階・超資など）や罰則（罰直・降職次など）との組み合わせで待選期間を調整するのである。この場合も租税や戸口など統治の根幹に関わることがらに関連するものが多く、やはりこれら規定によって地方統治の徹底が図られたのであった。また、個々にケースに対して随時「殿選」等の処分がなされたケースも見られ、柔軟な運用がなされていたことが分かる。

さて、これらの規定を背景にした唐代後半期から五代にかけての人事の実状について検討してみる。唐代後半期には考を単位にして昇進過程に一定の秩序付けを行うことが目指されていた。墓誌に見られるような例にも、地方官の考課が励行されていたことや、任期なども比較的守られていたことが読み取られるものが往々にして存在する。しかしながら、唐末五代の戦乱期になると、人事の混乱も避けがたい状況になる。とりわけ問題にされていたのは、地方官に正規の官でなく撰官が任用されることが増え、そ

れが地方行政に弊害を与えているということである。そうした状況に対しては、五代各王朝を通じて徐々に改善が図られ、中央集権化が進められた。

以上、本報告の論点について簡単にまとめておきたい。唐代後半期に中央は地方に一定の支配力を及ぼしており考課の励行を行い、昇進過程の秩序付けを目指したが、必ずしも徹底したものはなかった。唐末五代になると人事をめぐる制度が混乱したため、考課やそれに基づく賞罰の励行によって地方支配の安定を試みたのであった。人事の秩序付けは「考」や「任」或いは「選」などの組み合わせによって行われ、昇進過程が整備されたのであった。